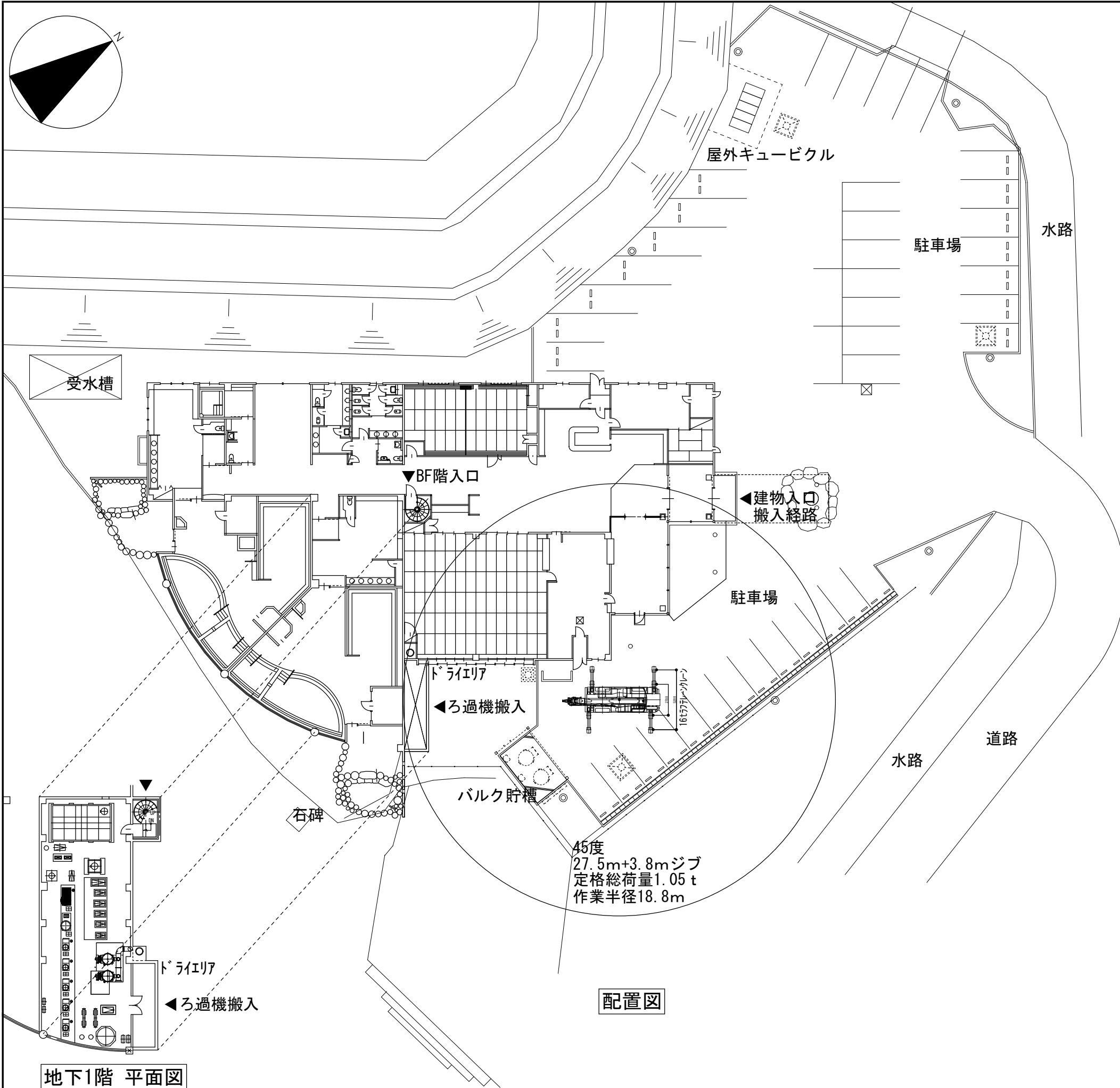


武石温泉うつくしの湯整備事業 うつくしの湯ろ過機更新工事 機械設備工事 特記仕様書										
I 工事概要										
1. 工事場所	上田市上武石									
2. 建物概要 公共浴場										
建物名称	武石温泉うつくしの湯									
構造	S造									
階数(階)	地上1階 地下1階									
延面積(m ²)	1337									
消防法施行令別表第一の区分										
耐震分類										
備考										
3. 設備概要 (O印を付けたものを適用する)										
方法及び種別										
空調方式	・ガス床吸気式 ・空冷ヒートポンプ									
冷暖房方式										
暖房方式	・温風暖房 ・温水暖房 ・FF暖房									
換気方式	・局所換気 ・セントラル方式									
給水方式	・水道直結式 ○加圧式 ・高圧タンク式(・上水 ・井水)									
排水方式	・建物内汚水、雑排水(・分流 ・合流) ・建物外汚水、雑排水(・分流 ・合流) 浄化槽(・合併 ・単独) 放流先(・公共下水 ・)									
4. 図面目録 ・別紙参照 ○下記の通り										
番号	図面名称	番号	図面名称							
1	M-01特記仕様書(A1版、機械設備)	6								
2	M-02案内図、配置図	7								
3	M-03BF平面図	8								
4	M-04BFろ過機更新詳細図・機器表	9								
5		10								
II 工事仕様										
1. 共通仕様										
(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁官庁の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新年度版)」(以下、「標準仕様書」という。)、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新年度版)」(以下、「改修標準仕様書」という)及び「公共建築設備工事標準仕様書(最新年度版)」(以下、「標準図」という)による。										
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。										
2. 特記仕様										
(1) 専ら及び項目は番号に○印の付いたものを適用する。										
(2) 特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用し、○印のままのものは適用しない。										
章	項目	特記事項								
① 一般共通事項	① 機材等	<p>(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。但し、製造業者等が記載されている場合は同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督職員の承諾を受ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 安定的な供給が可能であること。 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものにあつては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。 <p>● 品質及び性能を有することの証明となる資料を提出する機材等</p> <table border="1"> <tr> <td>○(社)公共建築協会による「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」における評価対象となる機械設備機材等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○その他監督職員の指示によるもの</td> <td></td> </tr> </table>	○(社)公共建築協会による「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」における評価対象となる機械設備機材等		・		・		○その他監督職員の指示によるもの	
○(社)公共建築協会による「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」における評価対象となる機械設備機材等										
・										
・										
○その他監督職員の指示によるもの										
	② 使用材料発注先調書	使用材料名、製造者名、発注先、品質性能証明資料提出の省関について記載した調書を作成し、監督職員の承諾を受ける。								
	③ 施工条件明示項目	※ 現場説明書による								
	④ 化学物質を発生する建築材料等	<p>本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びステレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチルアチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 上記1)、3)、4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 <p>なお、ホルムアルデヒドを発生しないものは、発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ないものとは、発散量が第3種のものをい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等が無い場合は第3種のものを使用するものとする。</p>								
	ホルムアルデヒドの発散量	該当する建築材料								
	規制対象外	<ol style="list-style-type: none"> JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 下記表示のあるJAS規格品 <ol style="list-style-type: none"> 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 接着剤等不使用 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない材料使用 ホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料使用 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用 								
	第 三 種	<ol style="list-style-type: none"> JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 旧JISのE0規格品 旧JASのF00規格品 								
	⑤ ベーストシール剤	<p>飲料水等に使用されているベストシール剤は、室内汚染に係る揮発性化合物に指定されている下記の物質を材料及び製造工程に使用されていないこと。</p> <p>ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・ステレン・パラジクロロベンゼン・テトラチカベン・クロルピリオス・フェノフルフル・ダイアジノ・フタル酸ジ-n-ブチル・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル</p>								

⑥ 電気保安技術者	電気保安技術者を設置する。																																													
7. 技能士の適用	・ 配管(1.2) ・ 冷凍空調機器(1.2) ・ 熱熱機(1.2) ・ 建築板金(1.2) ・ 監督員の指示による																																													
⑧ 監督員事務所	※ 設けない ・ 設ける																																													
⑨ 工事用電力・用水等	この工事に必要な工事用電力、用水、諸手続きなどの費用は請負者の負担とする。																																													
10. 完成図等	※ 完成図(※ 設計図書で示したものを全て ・ 標準仕1.7.11による) ・ 監督員の指示による)作成方法 ※ 製本(※ 見開きA3縮小版 2~3部(黒表紙金文字製本) ・ 見開きA1版 1部(ビニール製本)) ※ CADデータ(※ CD-R 1部)																																													
⑩ しゅん工時提出物	※ 保安に関する資料(1部)																																													
12. 足場・さん橋類	※ 監督員の指示による ・ 別契約の関係請負者が設置したものは無償で使用できる。 ・ 本工事で負担する。 ・ 改修機械設備標準仕様書第1編2.2.11によるほか下記による。 ・ 内部仮設足場等(・ 種 ・ 種) ・ 外部仮設足場等(・ 種 ・ 種)																																													
13. 資材の保管	資材の保管は必ず屋根をかけた地上30cm以上の高さに集める																																													
14. 建設発生土	・ 監督員が指示する構内の場所に散らし、構内指定場所にて1積 ・ 構内搬出適切処理																																													
15. 埋戻し土・護土	・ 埋戻し土(ただし管の周囲は山砂、川砂又は再生砂) ・ 山砂の類																																													
16. 山留養生	埋戻し土の山留め ・ 有() ・ 無()																																													
⑪ 発生処理	工事に先立ち手引き第2編による廃棄物等処理計画書を監督職員に提出し、しゅん工時は廃棄物等処理報告書を作成し提出する。 (1) 引渡しを要するもの ○ 無 ・ 有() (2) 引渡しを要するもの以外は構外搬出し関係法令により適切に処理すること。 (3) 特別管理産業廃棄物 ○ 無 ・ 有() (4) 再利又は再生資源化を図るもの(コンクリート塊、アスファルト塊、木くず、金属くず、塩ビ管)																																													
18. 文字入札名等	標準仕様書第1編1.7.4によるほか、バルブ類等には必要に応じて合成樹脂製名札をステンレス線等で取付ける。																																													
19. 取扱説明書	機器等の取り扱い方法及び重要な定期点検項目等を書いた取扱説明書(アクリル樹脂製、文字形込み程度)を設ける。大きさは、約()mmとする。																																													
20. 総合調整	・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温度測定 ・ 室内気流及びじんあい測定 ・ 騒音測定 ・ 飲料水のpHの測定(・ 水質基準検査10項目(一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化イオン、有機物等(TOCl、pH、味、臭気、色度、濁度) ・ トルエン)																																													
21. 容量等の表示	飲料水のpHの測定は厚生労働大臣登録水質検査機関とする。 (1) 機器類の能力、容量等は、表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。																																													
⑫ 耐震措置	機器、配管、風道等は耐震を考慮し堅固にすえ付け、取付又は支持を行う。 耐震措置の計算及び施工方法は、次に掲げる事項以外、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。 (1) 設計用水平地震力は、機器の重量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあつては有効重量)に、次に示す地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。地域係数は1.0とする。																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設(・甲類・乙類)</th> <th colspan="2">○一般の施設(乙類)</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>(2.0)</td> <td>(2.0)</td> <td>(2.0)</td> <td>(1.5)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>(1.5)</td> <td>(1.0)</td> <td>(1.0)</td> <td>(0.6)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地下階、一階</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>(1.0)</td> <td>(1.0)</td> <td>(1.0)</td> <td>(0.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1.5)</td> <td>(1.0)</td> <td>(1.0)</td> <td>(0.6)</td> </tr> </tbody> </table>		設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設(・甲類・乙類)		○一般の施設(乙類)		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)	地下階、一階	1.0	0.6	0.6	0.4	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)		(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
設置場所	耐震安全性の分類																																													
	特定の施設(・甲類・乙類)		○一般の施設(乙類)																																											
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																										
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																										
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)																																										
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																										
	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)																																										
地下階、一階	1.0	0.6	0.6	0.4																																										
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)																																										
	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)																																										
(注) 1. ()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 2. ()内の数値は水槽類に適用する。 3. 「上層階」は、2~6階建以下の場合是最上層、7~9階建の場合は上層2階とする。 4. 「重要機器」とは下記に示すものとする。 ・ 給水装置 ・ 排水装置 ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 防災設備 ・ 監視制御設備 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備 ・ 避難経路上に設置する機器																																														
(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。																																														
⑬ あと施工アンカー	機械改修工事標準仕様書第1編5章による。 確認試験 ○ 引き抜き試験 ・ 性能確認試験(本) ・ 施工後確認試験(本)を確認強度()kNにて行う ・ 施工士の適用(第1種、第2種)あと施工アンカー施工士による																																													
⑭ 吊金物	吊金物は亜鉛メッキ又はステンレス鋼製とする																																													
⑮ 配管勾配	給水、給湯、消火、冷温水、冷却水管は、図示による水抜きが確実にできよう水抜き位置に向かつて下り勾配とする。																																													
26. 管の保護	コンクリート内の鋼管、鉛管及び塩ビ管については、プラスチックテープを1/2重ね1回巻きとする。また、コンクリート土間下配管は、鋼管等により落下防止措置をする。																																													
27. 管の埋設	土中埋設管(排水含む)は、管の上下をサンドクッション厚100mmで保護する。																																													
28. 管の埋設表示	給水管、消火管の埋設深さは()mmとする。又、ガス管の埋設深さは()mmとする。 図示された屋外埋設管の分岐及び曲がりの箇所には、コンクリート製標柱を埋め込む。舗装部分は埋設標柱を標示とする。また、施工上生じた分岐、曲がりの箇所についても同様とする。																																													
29. 溶接部の非破壊検査	検査対象 ・ 配管 ・ 煙道 採取率 ・ 標準仕様書による																																													
30. 塗装	検査の種類 ・ RT ・ PT又はMT 下記の金属塗料等は塗装を行う。 ・ 屋外露出 ・ ()の屋内露出 下記の保護を行わない亜鉛メッキを施したダクト及び配管は塗装を行わない。 ・ 倉庫																																													
31. 機器の基礎及び振動絶縁効率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 器</th> <th>基 礎</th> <th>振 動 絶 縁 効 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠心送風機</td> <td>・ 標準基礎 ・ 防振基礎</td> <td>・ ()%以上</td> </tr> <tr> <td>空調用ポンプ及びボイラー給水用ポンプ</td> <td>・ 標準基礎 ・ 防振基礎</td> <td>・ 80%以上</td> </tr> <tr> <td>揚水用ポンプ及び小形給水ポンプユニット</td> <td>・ 標準基礎 ・ 防振基礎</td> <td>・ 80%以上</td> </tr> </tbody> </table>	機 器	基 礎	振 動 絶 縁 効 率	遠心送風機	・ 標準基礎 ・ 防振基礎	・ ()%以上	空調用ポンプ及びボイラー給水用ポンプ	・ 標準基礎 ・ 防振基礎	・ 80%以上	揚水用ポンプ及び小形給水ポンプユニット	・ 標準基礎 ・ 防振基礎	・ 80%以上																																	
機 器	基 礎	振 動 絶 縁 効 率																																												
遠心送風機	・ 標準基礎 ・ 防振基礎	・ ()%以上																																												
空調用ポンプ及びボイラー給水用ポンプ	・ 標準基礎 ・ 防振基礎	・ 80%以上																																												
揚水用ポンプ及び小形給水ポンプユニット	・ 標準基礎 ・ 防振基礎	・ 80%以上																																												
⑯ 電線類	・ 別図による 電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5.1、表4.1.11による。 既存のコンクリート床及び埋設の配管貫通部の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。																																													
33. ぼつり	標準共通仕様書第2編によるほか下記による。																																													
34. 保温及び消音内貼り	給水管、給湯管、冷温水管等の管、バルブ(グラブ部を含む)、フランジ、可とう継手及び空調ダクトのフランジは、建物内外共保温する。なお、保温端部はシーリング処理を行う。 ・ 換気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・ 外気取入れダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・ 排気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・ 送りダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・ 膨張タンクよりボイラーへの給給水管の保温は膨張管の項による。 ・ 建物内の空気抜き管の保温は膨張管の項による。 ・ 空調調和機、ファンコイルユニット、冷水及び冷温水のドレーン管の保温は排水管の項による。 ・ 全熱交換器用ダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による																																													
保温種別は下記による																																														
ダクト																																														
冷水管、冷水、温水、蒸気管																																														
機器																																														
給水管																																														
排水管																																														
給湯管																																														

保温及び消音内貼り(続き)	<p>・ 排水管でピット内、共同溝内及び最下階の床の下記の部分は保温する。なお仕様はd(h)とする。 (・ 排水トラップ ・ 鉛管 ・ 鋼管類 ・ ビニール管 ・ ドレーン管) ・ 消火管で下記部分は保温する。なお仕様は給水管の項による。 (・ 屋内消火管 ・ 水抜きできない管 ・ スプリンクラー配管) ・ 圧力タンク、膨張水槽、各種浮球阀等鋼板製水櫃は保温する。なお仕様は各機器の項に準ずる。 ・ 大機器は保温する。 ・ 共同溝の保温種別(・ ピット内に準ずる) ・ ダクトの保温外装は下表による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>保 温 外 装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉庫・書庫</td> <td>・ アルミガラスクロス</td> </tr> <tr> <td>機械室</td> <td>・ アルミガラスクロス</td> </tr> <tr> <td>居室・廊下など</td> <td>・ カラー亜鉛鉄板</td> </tr> <tr> <td>屋外露出、多湿箇所</td> <td>・ ステンレス鋼板</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 配管の保温外装は下表による。(冷媒管は除く)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>保 温 外 装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉庫・書庫</td> <td>・ アルミガラスクロス</td> </tr> <tr> <td>機械室</td> <td>・ アルミガラスクロス</td> </tr> <tr> <td>居室・廊下など</td> <td>・ カラー亜鉛鉄板</td> </tr> <tr> <td>屋外露出、多湿箇所</td> <td>・ ステンレス鋼板</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 冷媒管の保温の外装は下表による。なお保温化粧ケースの材質は図示による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>屋 内 露 出</th> <th>保 温 化 粧 ケ ー ス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外露出</td> <td>・ ステンレス鋼板 ・ 保温化粧ケース</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	保 温 外 装	倉庫・書庫	・ アルミガラスクロス	機械室	・ アルミガラスクロス	居室・廊下など	・ カラー亜鉛鉄板	屋外露出、多湿箇所	・ ステンレス鋼板	区 分	保 温 外 装	倉庫・書庫	・ アルミガラスクロス	機械室	・ アルミガラスクロス	居室・廊下など	・ カラー亜鉛鉄板	屋外露出、多湿箇所	・ ステンレス鋼板	屋 内 露 出	保 温 化 粧 ケ ー ス	屋外露出	・ ステンレス鋼板 ・ 保温化粧ケース
区 分	保 温 外 装																								
倉庫・書庫	・ アルミガラスクロス																								
機械室	・ アルミガラスクロス																								
居室・廊下など	・ カラー亜鉛鉄板																								
屋外露出、多湿箇所	・ ステンレス鋼板																								
区 分	保 温 外 装																								
倉庫・書庫	・ アルミガラスクロス																								
機械室	・ アルミガラスクロス																								
居室・廊下など	・ カラー亜鉛鉄板																								
屋外露出、多湿箇所	・ ステンレス鋼板																								
屋 内 露 出	保 温 化 粧 ケ ー ス																								
屋外露出	・ ステンレス鋼板 ・ 保温化粧ケース																								
35. 防凍保温	<p>・ 屋外露出部(給水管、冷温水管、配管類、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は防凍保温を行い、厚さは管径25mm以下のものは50mm、管径32mm以上のものは40mmとする。</p> <p>・ 屋外露出部(給水管、冷温水管、配管類、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は電気ヒーター等の防凍対策を行う。なお、保温厚は34 項に準ずる。</p> <p>・ 各種機器について図示電気ヒーター等の防凍対策を行う。()</p>																								
36. 試験	(1) 各種配管の試験は、既設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管の接続部に試験を行う。																								
37. 他工事との取合い	配管、ダクト、器具振え付けなどともなうスリーブ、挿入れは本工事で、他は工事区分別による。																								
2 空気調和設備	1. 設計室温度																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">外 気</th> <th colspan="4">屋 内</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一 般 系 統</th> <th colspan="2">特 殊 系 統</th> </tr> <tr> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table>	外 気	屋 内				一 般 系 統		特 殊 系 統		温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	夏季	℃	%	℃	%	冬季	℃	%	℃	%	
外 気	屋 内																								
	一 般 系 統		特 殊 系 統																						
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)																					
夏季	℃	%	℃	%																					
冬季	℃	%	℃	%																					
2. 居室騒音限界	下表によるほか、耳ざわり音がないよう機種選定およびダクト消音対策を行う。																								
3 冷暖房設備	3. 煤煙濃度計 ・ 設ける																								
4 暖房設備	4. ばいじん塵測定口 ・ 設ける(測定口は30φとする)																								
5 煙道	5. 煙道 ・ 低圧ダクト ・ 高圧ダクト ・ 高圧2ダクト																								
6. ダクト	・ アングルフランジ工法 ・ スパイラルダクト ・ コーナースポット工法(・ 共板フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法) 取付部は図示による。																								
7. 風量測定口	(1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。																								
8. チャンパー	(2) 空気調和、温風暖房機に取付けるサブライズチャンパー、レタンチャンパー及び風道系で、消音内貼りしたチャンパーには点検口を設ける。尚、点検口の大きさは図示による。 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けられるチャンパー及びホッパーは、雨水の滞留のないよう施工する。																								
9. 防凍ダンパー	復帰方式(・ 遠隔) 復帰入力は、DC24V、0.7A以下とする。																								
10. ビストンダンパー	復帰方式(・ 遠隔)																								
11. 弁類	JIS又はJV(・ 5K ・ 10K(図示部分))																								
12. 温度計	取付部は図示による。																								
13. 圧力計	取付部は図示による。																								
14. 瞬間流量計	コック付とし、形式及び取付部は図示による。																								
15. 油面制御装置	制御弁は(・ 給油ポンプ制御 ・ 満油警報 ・ 遠隔警報 ・ 電磁弁制御 ・ 返油ポンプ制御 ・ 減油警報)の継手を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御室間の配管配線は製造者の標準仕様とする。																								
5 換気設備	1. ダクト ・ 低圧ダクト ・ 高圧1ダクト ・ 高圧2ダクト ・ アングルフランジ工法 ・ スパイラルダクト ・ コーナースポット工法(・ 共板フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法) ・ 厨房・浴室系統の排気用ダクトの水抜き(・ 要 ・ 不要) ・ 厨房系統の排気用ダクトの振幅は、標準仕様書より1ランク厚いものを使用する。																								
2. 風量測定口	取付位置は図示による。																								
3. ダンパー	空気調和設備の該当項目による。																								
4. 排気ダクトのシールド	・ 浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統																								
5. チャンパー	空気調和設備の該当項目による。																								
6. 前火措置	自家発用換気ダクトが自家発用外を通過する場合の前火措置は図示による。																								
6 排煙設備	1. ダクト ・ 亜鉛鉄板																								
2. 排煙口の形式	図示による																								
3. 排煙口手動開放装置	開放及び復帰方式 ・ ワイヤード ・ 電気式(・ 遠隔操作 ・ 不要 ・ 要)																								
4. 排煙風量測定	「建築設備定期検査業務基準平成20年度版」(財)日本建築設備検定センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。																								
7 自動制御設備	1. 中央監視制御装置 ・ 有 ・ 無 図示による																								
2. 中央監視制御装置の構成・機能																									
3. 電気計装工事の機能	使用する電線類はE線種とし、規格は標準仕様書第4編表1.5.1、表4.1.11の使用電線類の規格による。(機器、盤類は除く) 屋外・屋内露出の電線は図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠蔽の配線は図面に特記のない限りケーブル配線とする。																								
8 衛生器具設備	1. 大便器洗浄弁 ・ パキュームブローカー ・ 不凍結装置付 ・ 低圧フラッシュバルブ() ・ 水抜き装置付																								
2. 大便器ロータンク	加熱方式(・ 貯湯式 ・ 瞬間式) 給水方式(・ 給水管直結給水方式 ・ ポンプ加圧給水方式)																								
3. 温水洗浄便座	温風乾燥機能(・ 有 ・ 無) 脱臭(・ 有 ・ 無) ・ 不凍結装置付 ・ 感知小便器一体型フラッシュ方式																								
4. 小便器洗浄弁	・ 個別感知フラッシュ方式(・ 埋込 ・ 露出) ・ 露出 ・ 隠ぺい ・ 水抜き装置付																								
5. 小便器洗浄管	・ 露出 ・ 埋込																								
6. 水栓	・ 節水コマ ・ 固定コマ(・ 寒冷地対応形)																								
7. 化粧箱	・ 陶製製(・ 露出形)																								
8. 石けん突	・ 陶製製(・ 露出 ・ 埋込)																								
9. 洗面台	・ 止水栓付																								
10. 機配板	・ 取付箇所(・ 大便器 ・ 小便器) 材質(・ 陶製製)																								
11. 大便器耐火カバー	・ 設ける(ピット内は除く) ・ 設けない																								

9 給水設備	1. 量水器 2. 量水器類 3. 弁類 4. 引込給付金等 5. 給水勾配 6. 建物導入部配管	<p>・ 観メーター(・ 貨物品) ・ 子メーター(・ 買取り) ・ 水道事業者指定品(・ 貨物品 ・ 買取り) ・ 標準図形C形 JIS又はJV ・ 水道直結部分(・ 10K) ・ その他の部分(・ 5K) ・ 要(・ 本工事 ・ 別途施工) ・ 不要 ・ 不凍結の二次側は水抜きが確認できること ・ 標準図 施工4.5 (・ (a) ・ (b) ・ (c))による。</p>
10 排水設備	1. 洗面器等の排水管 2. 排水勾配 3. 満水試験継手 4. インバート機、ため樹	<p>洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 屋内 ・ 65A以下は1/50、75A以上は1/100以上 屋外 ・ 1/100以上 図示の箇所に取り付ける。 樹のコンクリート部は工場製品としてもよい。</p>
11 給設設備	1. 弁類	JIS又はJV(・ 5K ・ 10K(図示部分))
12 消火設備	1. 屋内消火栓箱 2. 消火器具 3. 建物導入部配管	<p>・ HB-1A ・ HB-1B ・ 消火器(スタンド共)(消防法施行令第10条に拠る) ・ 標準図 施工4.5 (・ (a) ・ (b) ・ (c))による。</p>
13 厨房房設備	1. 機器の寸法 2. 燃焼機器	<p>概略寸法とする 使用ガス ・ 都市ガス(発熱量 KJ/Nm³、供給事業者名) ・ 液化石油ガス(発熱量 100.00 KJ/Nm³)</p>
14 ガス設備	1. 充てん容器 2. 集合装置 3. 転倒防止等 4. メーター 5. ガス漏れ警報器 6. 引込負担金 7. 電気防食 8. 建物導入部配管	<p>・ 別途(・ 50kg) ・ 標準図 施工72による 本組 ・ 標準図 施工73 (・ (a) ・ (b))による ・ 観メーター(・ 貨物品) ・ 子メーター(・ 買取り) ・ 本工事(図示による) ・ 別途工事 ・ 要(・ 別途施工 ・ 本工事) ・ 不要 ・ 要 ・ 不要 ・ 標準図 施工4.5 (・ (a) ・ (b) ・ (c))による。</p>
⑯ その他	① 工事現場の環境改善について	工事現場のイメージアップ ・ 仮囲い周辺の美化 地域住民への情報提供 ・ 完成予想図の設置 ・ 情報掲示板の設置 ・ パンフレットの作成 地域住民とのコミュニケーション ・ 現場見学会の開催 住民に対する災害防止関係 ・ 現場出入口周辺への誘導員の配備
	② 不具合の確認	工事しゅん工後10ヶ月、20ヶ月(新築に限る)に不具合の確認を行い、その結果を書面の上田市長あてに報告する。(施設管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず監督職員の立会いを要する。)
	③ 産業廃棄物の取扱い	(1) 産業廃棄物の処理に当たっては、請負者が自ら処理(分別、保管、収集、運搬)及び処分の一連の行為)するときは、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「産業廃棄物法」という)に基づき、適正に行うこと。 (2) 産業廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、産業廃棄物法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「産業廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。 (3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積込状況の写真、処分状況の写真等の写しを添付した「産業廃棄物処理報告書」を監督員に提出すること。
	④ 環境対策関係	(1) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とする。 (2) 夜間、早朝等の移動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 なお、運搬ルートでの渋滞に当たっては影響の少ない最短路を選定すること。 (3) 汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等、環境の回復に努めること。 (4) 熱帯材板型等は、極力使用しないこと。
	⑤ 安全対策関係	(1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。 (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回程度実施し、工事日誌へ記録するほか、実施結果、実施状況の写真、安全教育に使用した資料等も整理すること。 (3) 原則として代理人(主任)以外の第三者により、月1回以上本社による安全パトロールを行い、工事日誌へ記載するほか、点検内容を別冊書類に記録し、実施状況の写真を撮影すること。 (4) 下請業者にKY(危険予知)・TBM(作業内容の打合せ)活動等を実施させ、その記録を整備するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。 (5) 下請業者を含め、作業員に対し現場内容に即した新規入場者教育、安全教育・訓練等を実施し、関連書類及び使用した資料等を整理するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。 (6) 上記の(2)~(5)の活動については、記録・書類及び写真を整備したものを現場に備え、監督員及び工事検査の際に提示できるようにすること。
	⑥ 工事検査	施工中において工事検査担当職員または、発注機関の長の指定する職員による旅行検査を実施することがあるので、検査に協力すること。 協力関係係者から工事検査による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。
	⑦ 被曝層等	施工現場の被曝層に当たる当該被曝層に限り、監督員は、発注者に移譲する。
	⑧ 施工図等の取扱い	「建築設備定期検査業務基準平成20年度版」(財)日本建築設備検定センター)の排煙風量の検査方法に上記による他、監督員の指示による。
	⑨ 完成図等	
	⑩ 提出物	



工事概要

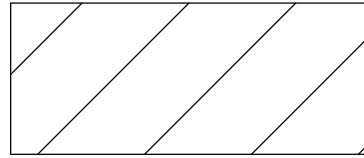
建物名称：武石温泉 うつくしの湯
 住所：上田市上武石1454-3
 構造：S造
 階数：地上1階、地下1階
 床面積：1337㎡
 竣工：平成11年4月



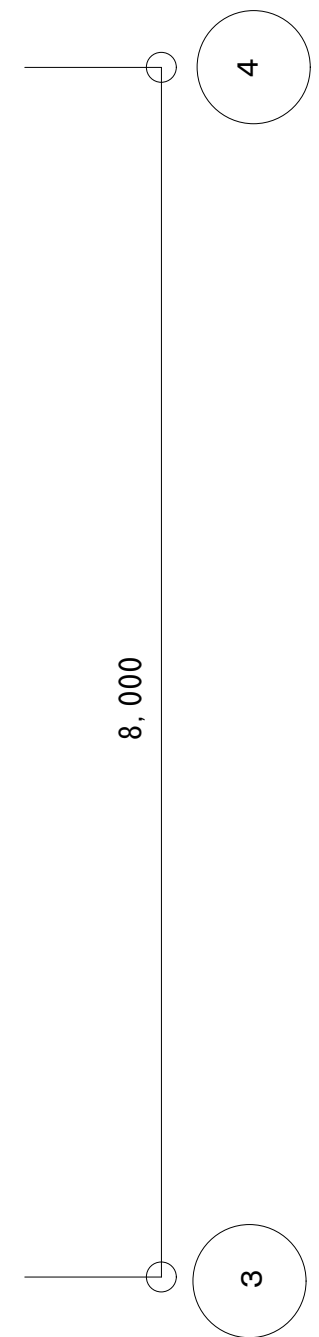
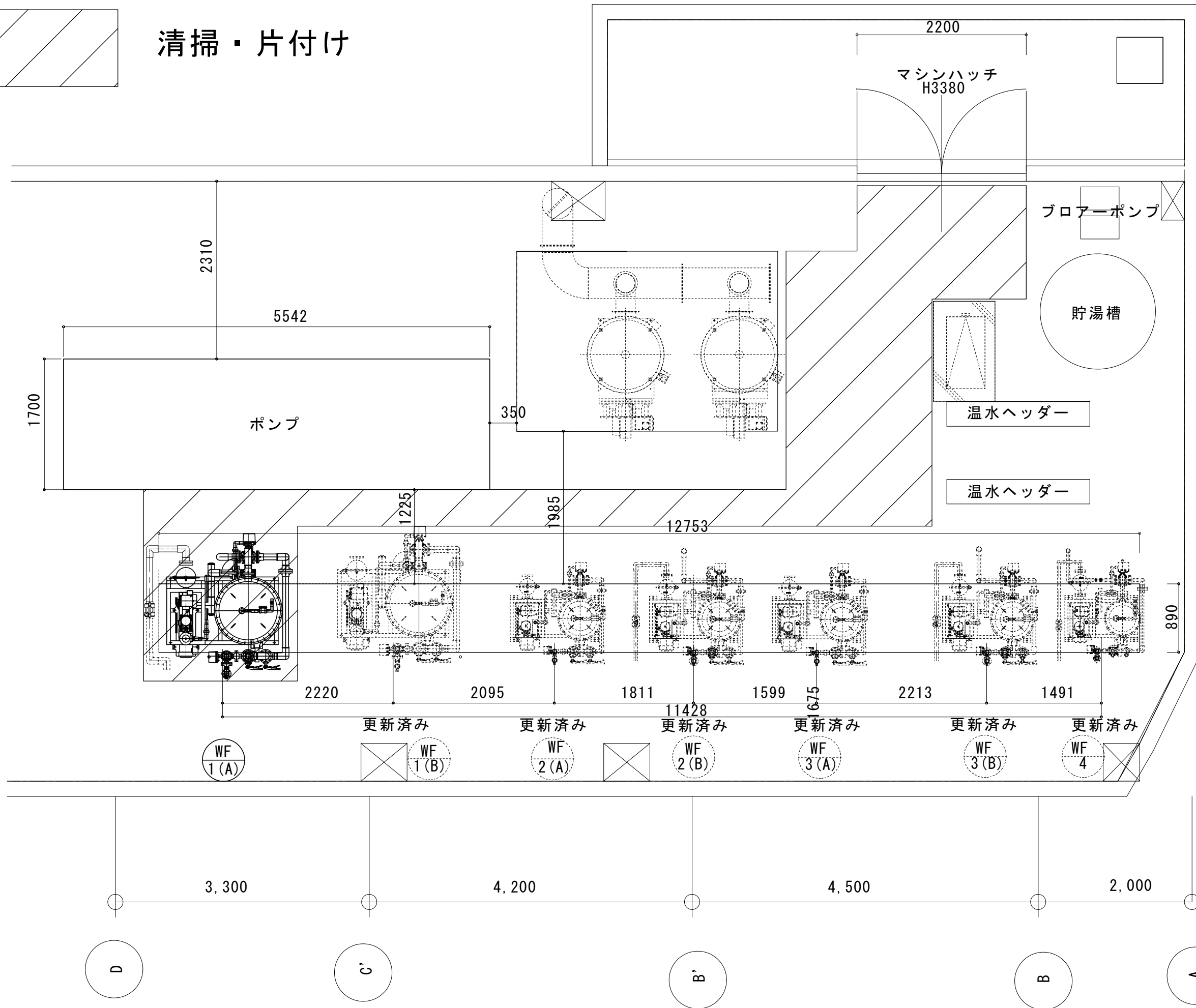
地下1階 平面図

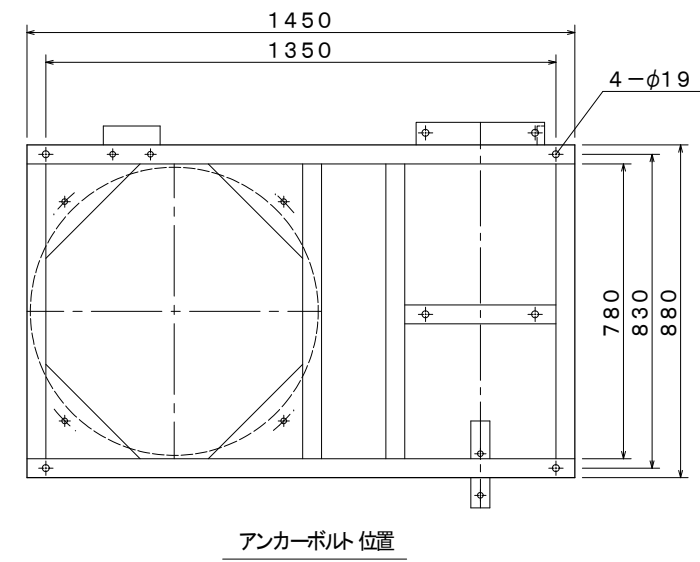
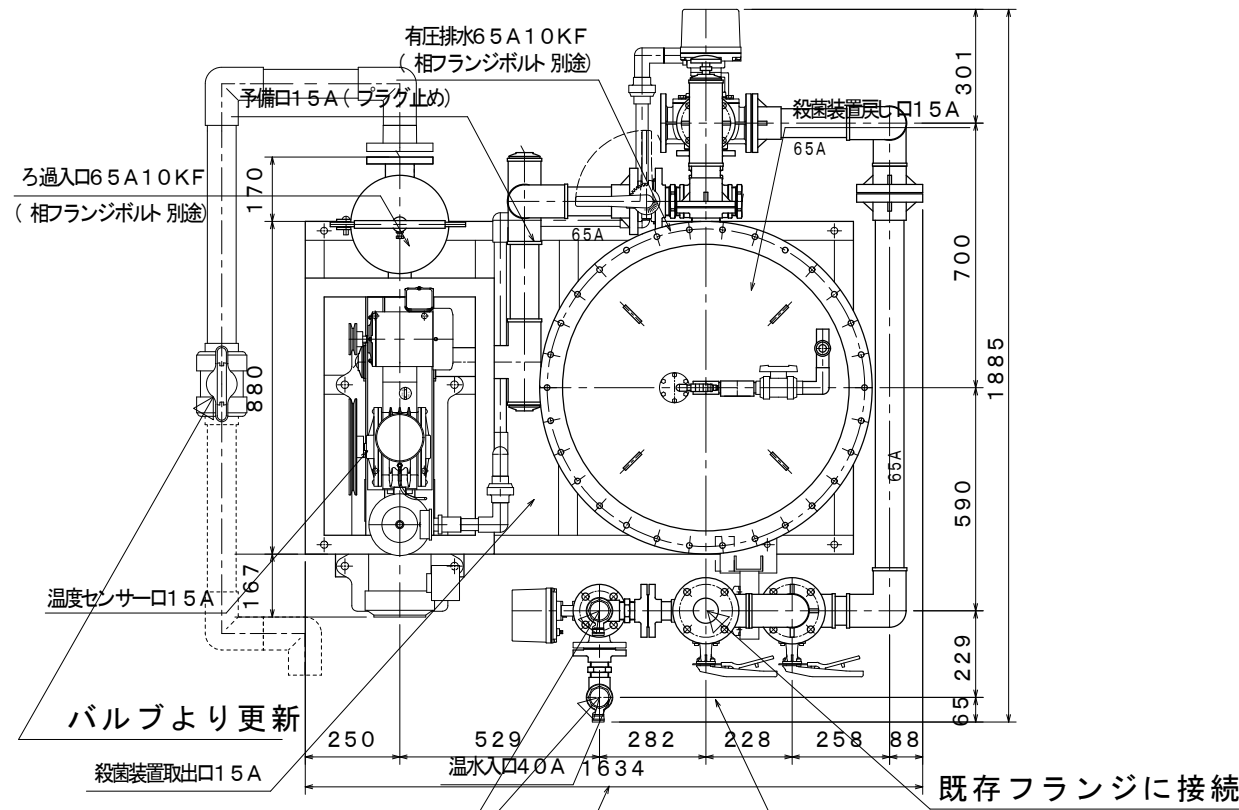
配置図

案内図



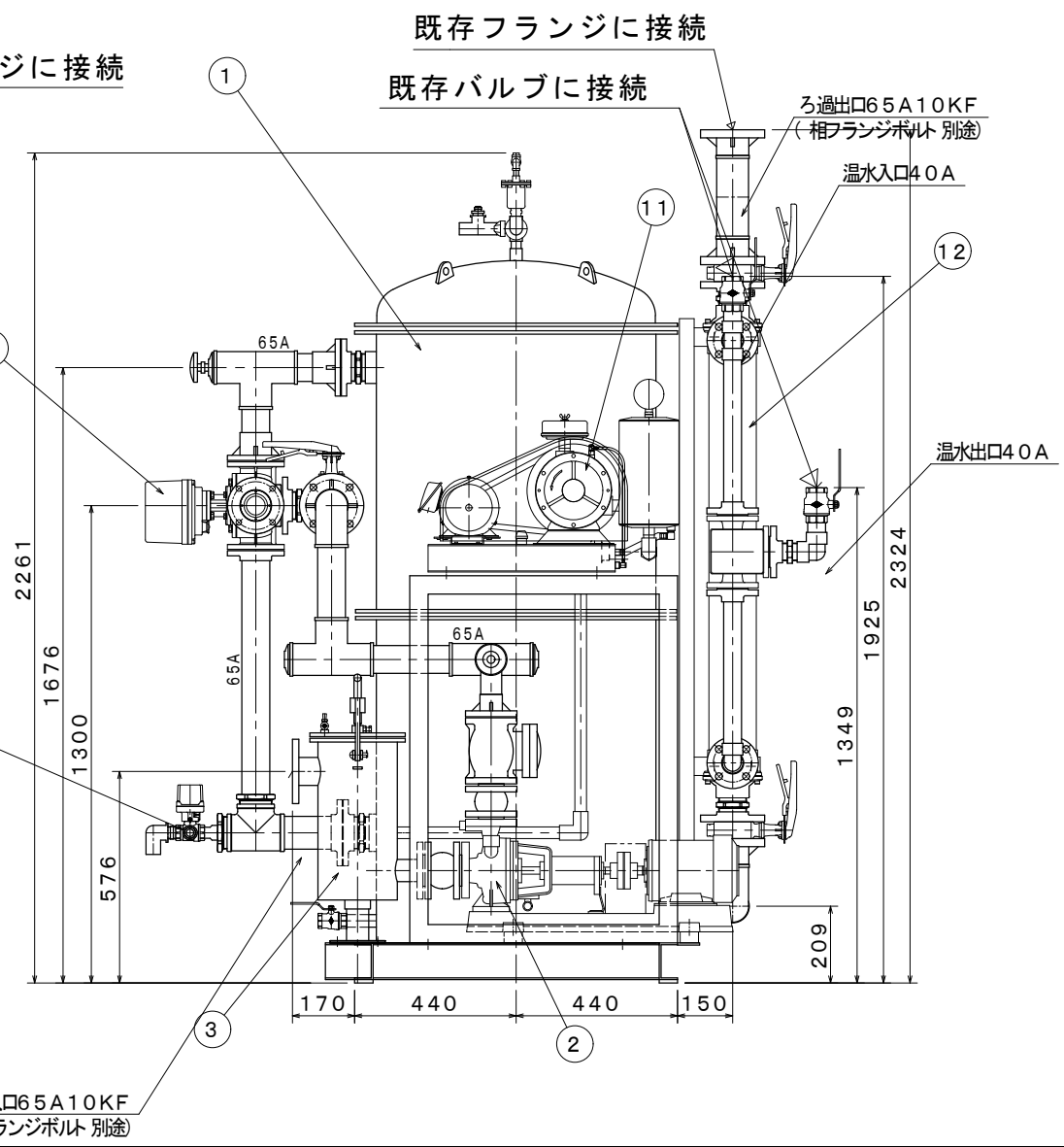
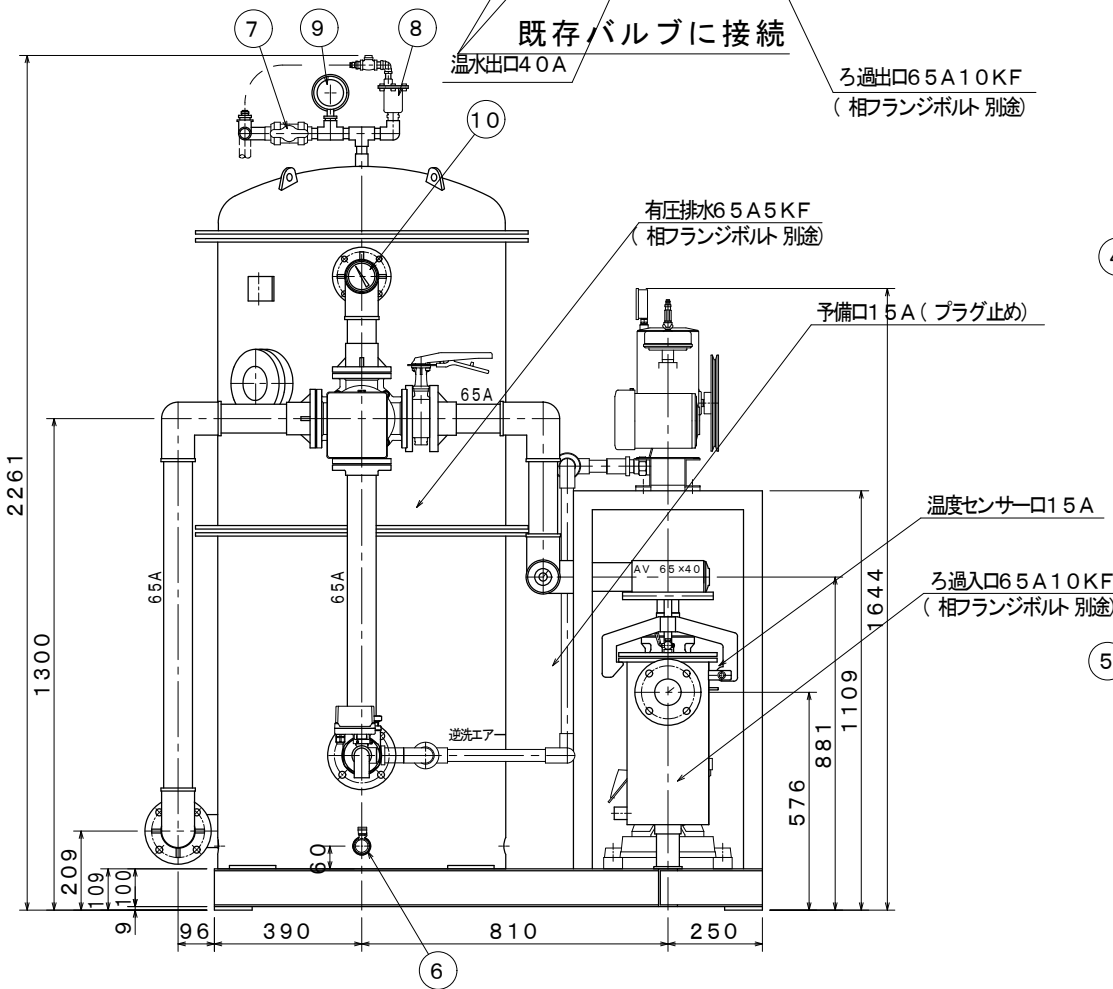
清掃・片付け





ろ過能力は、公称能力表示。
 缶体標準塗装色：マンセル10GY8/4（イエローグリーン）
 ろ材：ハイブリッド（ミオライト）ろ材

参考型式	SBF-3ARVH	
ろ過能力	25.0	m ³ /h
ポンプ	2.2	kw
逆洗ブロワ	0.75	kw
運搬重量	1100	kg
運転重量	1700	kg



12	熱交換器 TWX-05048-002 MH-40M3 (チタン/BC)
11	逆洗ブロワ HC-301H
10	温度計 0-100℃ (SUS)
9	圧力計 0-0.4MPa (SUS)
8	自動エア抜弁 20A (SUS)
7	手動エア抜弁 20A (PVC)
6	本体排水弁 25A (BC)
5	逆洗エア切替用電動三方弁 25A (SCS14A)
4	電動五方弁 65A5KF 左ろ過 (SCS13A)
3	ヘヤーキャッチャー φ220 65A×50A (SUS/チョコスイ)
2	ポンプ GEZ506-2ME2.2 (NC)
1	ろ過塔 φ750×全高2261H×4.5t (SS400)
内面 RP-L 配管 SUS・HTVP	

